

## 監督処分情報

### 1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社 秀峰
主たる営業所の所在地	兵庫県小野市
許可番号	兵庫県知事（般・特一２）第３５１４９１号
許可を受けている建設業の種類	土、建、舗、園、水

### 2 処分に関する事項

処分年月日	令和２年７月１６日
根拠法令	建設業法第２８条第３項（同法第１項第３号該当）
処分の内容	<p>建設業法第２８条第３項の規定に基づく営業の停止</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 停止を命じる営業の範囲 建設業に係る営業の全部</li><li>2 営業停止の期間 令和２年７月２１日から令和２年７月２３日までの３日間</li></ol>
処分の原因となった事実	<p>株式会社秀峰の代表取締役は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１６の２に違反し、同法第２５条第１項第１５号の規定により、罰金刑に処せられ、平成２９年１２月７日にその刑が確定した。</p> <p>このことは、建設業法第２８条第３項（同法第１項第３号）に該当する。</p>